

一般社団法人岩手県建設産業団体連合会会長 様

岩手県県土整備部
建設技術振興課総括課長

「余裕期間」の設定の特例措置の拡充について(通知)

このことについて、平成 29 年 1 月 19 日付け建技第 629 号「「余裕期間」の設定について」により余裕期間の基本的な考え方を通知し、平成 29 年 10 月 27 日付け建技第 488 号「平成 29 年度中に発注する工事の「余裕期間」の設定の特例措置について」により対象地域と対象事業を限定して余裕期間の特例措置を実施してきたところですが、各発注公所がそれぞれの状況に柔軟に対応できるよう特例措置の枠組みを拡充し、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 余裕期間の拡充

	基本ルール	特例措置①	特例措置②
設定方法	実工期の30%を超えず、かつ、4か月（120日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる。	6か月（180日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる。	5か月（150日間）を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる。
適用時期	平成29年2月1日以降入札公告に付す工事	平成29年10月27日以降、平成31年度中に入札公告に付す工事	平成31年3月1日以降、平成31年度中に入札公告に付す工事
対象地域	県全域	沿岸広域振興局管内、 県北広域振興局（本局）管内、 遠野土木センター管内	県全域
対象事業	県土整備部所管工事（建築除く）	災害復旧事業 地域連携道路（復興、社総交（復興））事業 砂防激甚災害対策特別緊急事業 河川等災害復旧助成事業 河川等災害関連事業 河川激甚災害対策特別緊急事業 河川災害復旧等関連緊急事業 上記事業と合併施行する事業	県土整備部所管工事（建築除く）

2 その他

ここに記載のない事項は、平成 29 年 1 月 19 日付け建技第 629 号通知のとおり。

担当：
技術企画指導担当 吉田
TEL：019-629-5951